

平成29年度第5回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成29年8月1日（火）午前9時30～午前9時46分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長
審議事項	(1) 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例割合を規定すること等について <総務部>

1 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例割合を規定すること等について <総務部>

概要

課税標準の特例割合については、平成24年度から一部の対象について、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することが可能である。（地域決定型地方税制特例措置「通称 わがまち特例」）

平成29年度の地方税法の改正により、「わがまち特例」の対象が3項目追加されたことから、該当項目に係る特例割合について審議を行った。

主な内容については以下のとおりである。

(1) 対象資産及び特例割合【対象資産に係る固定資産税・都市計画税に適用】

①企業主導型保育事業の用に供する固定資産

- ・1/2を参酌し、1/3以上2/3以下

【具体的対象資産】企業主導型保育事業のうち、運営費に係る補助金を受けている事業の用に供する固定資産

②事業所内保育事業等の用に直接供する家屋、償却資産

- ・1/2を参酌し、1/3以上2/3以下

【具体的対象資産】家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に直接供する家屋、償却資産

③市民緑地の用に供する土地

- ・2/3を参酌し、1/2以上5/6以下

【具体的対象資産】緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地

(2) 特例割合の考え方

①及び②については、下限の1/3にて規定する。

③については、現在、対象区域となる緑化地域や基本計画が存在せず、現段階において対象資産が存在しないことから、条例に定めない。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

・①及び②について現時点で対象はあるのか。

⇒①、②とも現時点では存在しない。なお、①については1件予定がある。

また、②については事業所内だけでなく地域の子供を預かっていないと対象とならず、現時点では具体的になっている対象はない。

・特例割合適用による収入状況について

⇒現状想定される対象資産について、参酌基準による特例割合の税額と1/3特例割合による税額の差は約3万円である。この特例が適用される5年度分においては15万円の差となる。

資料 付議事項書